

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第四十三號

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十一號鳥取縣甘藷移動制限規則の一部を次のように改める。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條八 甘藷の政府買入割當數量の賣渡しを完了した農家がその所屬する町村農業會の斡旋によりその保有量の範圍内で縣の指定する工場へ對し澱粉其他加工を委託するため町村長の承認を受けて輸送する等。

告示

鳥取縣告示第五百三十五號

健康保險法、船員保險法並びに國民健康保險法に基く保

昭和二十二年十一月二十五日
第八百六十三號

火曜 日

險者の指定するものとして次のように指定した。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所所在地	診療所の名稱	指定年月日
氣高郡正條村大字濱村	國立島根療養所	昭和二十二年
東伯郡三朝村大字山田	濱村分院	四月一日
同	同	同

鳥取縣告示第五百三十六號

健康保險法、船員保險法並びに國民健康保險法に基く保險者の指定するもので次のように異動した。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所所在地	診療所名	異動事由	異動年月日
氣高郡正條村	日本醫療團	國立療養所へ移管	昭和二十二年
濱村健康寮	濱村健康寮	へ移管	四月一日

本書ハ大キサハ國定規格A列5

00535

00535-1

00235

◇鳥取縣告示第五百三十七號
健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科醫師たる保險醫に次の通り異動があつた。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所 診療所 保險齒科 異動事由 異動年月日
★在地 の名稱 醫氏名
鳥取市 高田齒科 朝倉元三郎 管外轉出 昭和二十二年十月二十七日
東本治町 醫院内

◇鳥取縣告示第五百三十八號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫に次の通り異動があつた。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所★在地 舊 保險醫 異動事由 異動年月日
新 鳥取縣日野郡 大宮村大字 伊賀 黒坂町大字 七番地 菅六九七番地 協坂浦雄 診療所★在地變更 昭和二十二年十月十五日

◇鳥取縣告示第五百三十九號

動力機摺業免許證を次の者に對し下付した。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號 住 所 氏名 生年月日

一六九九 米子市上福原 澤田國夫 大正四年十月三十日

一七〇〇 西伯郡御來屋町 角田保則 同 六年六月十六日

一七〇一 同 外江町 外江町農業會 明治十六年八月〇番地 會長 柏木礎 三月二十一日

一七〇二 東伯郡高城村 朝倉定一 同 二十五年九月十四日

一七〇三 今在家六四番地 上米積 荒益君雄 大正四年十二月二十四日

一七〇四 同 小鴨村鴨内 山本良藏 同 十二年一月二十二日

同 二五四一番地

◇鳥取縣告示第五百四十號

動力機摺業免許者中次の通り廢業届があつた。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號 住 所 氏名

一二二五 西伯郡所子村福地二二六番地 金田友太郎

◇鳥取縣告示第五百四十一號

鳥取縣種畜場濱村分場を鳥取縣氣高郡正條村に設置し昭和二十二年十一月から開場する。

昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年十一月二十五日印刷
昭和二十二年十一月二十五日發行
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可
發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町